

交通事故に あったとき

被害にあった人のために、事故の直後から示談まで、お金のしくみ、期限、相談先を示します

人身事故の件数

287,023

件

負傷者

338,508

人（うち重傷 27,563人）

亡くなった人

2,547

人

図1 令和7年の交通事故。出典：警察庁（負傷者・死者）、国土交通省資料（件数。警察庁のデータによる）

事故の直後は、この順で

- ① けが人の救護と安全の確保
- ② 警察（110番）に届け出る
- ③ 体に違和感があれば、その日のうちに受診する

この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。| 編集・発行：あなたの委員会 2026年9月

あなたの状況は、どれ？

ひとことで

けががあるか、物だけか、相手に保険があるか。状況によって、使えるしくみと期限が変わります。

こんなとき	大事なこと	ページ
事故にあったばかり	警察への届出、受診、記録	3
けがをした・治療が続けている	自賠償保険と、相手の任意保険	4
相手の保険会社と、過失割合で意見が合わない	過失割合は、裁判例を参考に話し合っ て決める	5
治療をしても症状が残った	後遺障害の等級の認定と異議申立て	6
示談の金額を提示された	署名の前に、相談を	7
ひき逃げ・相手が保険に入っていない	政府保障事業	4
物(車など)だけの事故	民事調停、少額訴訟。時効は3年	7・8

お金を請求できる相手

相手（加害者）

損害賠償の責任
（民法709条・自賠法3条）

相手の自賠償保険

人身の損害だけ・上限あり
被害者から直接請求できる

相手の任意保険

自賠償を超える分
物の損害も

図2 被害にあった人が、お金を求められる先

事故の直後にやること

ひとことで

必ず警察に届け出る。届出がないと「交通事故証明書」が出ず、あとで保険の手続きが難しくなります。

#	やること	中身
1	救護と安全の確保	けが人を助け、二次事故を防ぐ
2	警察に届け出る	その場で110番。警察への届出のない事故は、交通事故証明書が発行されない
3	相手を確認する	氏名、住所、連絡先、車のナンバー、自賠責と任意保険の会社名
4	記録する	現場・車の損傷・信号・道路の写真、目撃者の連絡先、ドライブレコーダーの映像を保存
5	受診する	痛みが軽くても、その日のうちに。事故から時間がたつと、事故との関係を示しにくくなる
6	保険会社に連絡	自分の保険（弁護士費用特約が付いているかも確認）と、相手の保険

けがをしたのに「物損事故」になっているとき

警察で物損事故として扱われているときは、医師の診断書を持って警察に相談すると、人身事故として扱いを切り替えてもらえることがあります。必要な書類は警察によって違い、日数がたつと応じてもらえないこともあるので、**早めに警察に確認**してください。

交通事故証明書

自動車安全運転センターで、郵便局での払込み、窓口、インターネットから申請できます。手数料は1通1,000円。人身事故は事故から5年、物件事故は3年を過ぎると、原則として交付されません。

お金のしくみ: 自賠責保険

ひとことで

すべての車に入る義務がある自賠責保険から、人身の損害が上限まで支払われます。被害者から直接請求することもできます。

損害	自賠責の上限(被害者1人につき)
けが(傷害)	120万円
後遺障害	75万円(第14級)～3,000万円(第1級)。常時介護が必要な場合(第1級)は4,000万円、随時介護が必要な場合(第2級)は3,000万円
死亡	3,000万円

被害者から請求できる

しくみ	中身
被害者請求(自賠法16条)	相手の自賠責保険の会社に、被害者が直接、損害賠償額の支払を請求できる
仮渡金(17条)	治療費などが当面必要なとき、先に一定額を受け取れる。死亡は290万円、けがは程度に応じて5万円・20万円・40万円
政府保障事業	ひき逃げや、相手が自賠責に入っていない事故の被害者に、国が自賠責と同じ程度の損害をうめる。請求は損害保険会社(共済組合)の支店などで受け付ける(保険代理店では受け付けない)

自賠責の上限を超える損害は、相手の任意保険(または相手本人)に請求します。物の損害(車の修理費など)は、自賠責の対象ではありません。

過失割合:だれがどれだけ悪かったか

ひとことで

過失割合は、警察が決めるものではありません。似た事故の裁判例を参考に、話し合いで決めます。あなたの過失の分だけ、受け取る額が減ります。

- 事故の形はある程度決まっているので、過去の裁判例が積み重なっている。損害保険協会は、その判例に照らして過失割合が決まると説明している。
- よく参考にされる資料として、東京地裁の研究会がまとめた「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（別冊判例タイムズ）がある。
- 相手の保険会社が示す割合に納得できないときは、根拠（どの事故の型に当てはめたか）を書面で求める。

例:損害が300万円で、あなたの過失が2割のとき(架空)

受け取れる額 240万円(8割)	減る 60万円
------------------	---------

過失割合が1割違うだけで、30万円変わる。ドライブレコーダーの映像や写真が、割合を決める材料になる。

図3 過失割合と受け取れる額の関係

実際の計算には、すでに受け取った額の差し引きなど、ほかの要素も入ります。

治療のあとも症状が残ったら:後遺障害

ひとことで

症状が残ったら、後遺障害の等級の認定を受けます。等級によって受け取る額が大きく変わるので、結果に納得できなければ異議を申し立てられます。

流れ	中身
症状固定	治療を続けても、これ以上よくなる状態になったと医師が判断する
後遺障害診断書	医師に書いてもらう。症状、検査の結果を具体的に
認定	保険会社に請求すると、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調べる。判断が難しい事案は、外部の専門家が加わる審査会で審議する
異議申立て	結果に異議があるときは、保険会社に異議申立てができる。保険会社は、支払のときに、等級と判断の理由、異議申立ての手続を知らせる
紛争処理	自賠責保険・共済紛争処理機構（国が指定した第三者機関）に、調停を申し立てられる

- 通院の記録、検査の画像、日々の症状のメモ（痛み、しびれ、できなくなったこと）を残す。
- 自賠責の被害者請求の期限は、後遺障害は**症状固定日の翌日から3年**。

示談の前に

ひとことで

示談書に署名すると、原則として、その内容で解決したことになります。金額に納得できないときは、署名の前に相談を。

示談の前に確かめること

- 治療は終わったか。後遺障害の認定は済んだか。
- 提示された金額の内訳（治療費、休業損害、慰謝料、後遺障害、逸失利益など）。書面で出してもらう。
- 過失割合の根拠。
- 自分の保険に**弁護士費用特約**が付いていないか。付いていれば、法律相談費用や弁護士報酬が保険金として支払われる（限度額あり、保険会社の承認が必要）。家族の保険に付いている場合もある。

無料で使える相談・あっせん

窓口	できること
交通事故紛争処理センター	自動車事故の損害賠償の紛争を、中立公正な立場から無料で手伝う。法律相談、和解のあっせん、審査会による審査
日弁連交通事故相談センター	弁護士による面接相談（30分×5回まで無料）、示談あっせん（無料）
都道府県などの交通事故相談所	示談、損害賠償、過失割合、保険などの相談
簡易裁判所の民事調停	話し合いで解決をめざす。おおむね3か月以内に解決するなどしている

期限:いつまでに請求するか

ひとことで

けがの損害は5年、物の損害は3年。自賠責への被害者請求は3年。早めに動くほど、選べる道が増えます。

請求	期限	いつから数えるか
相手への損害賠償(けが・死亡)	5年	損害と加害者を知った時から(民法724条の2)
相手への損害賠償(物の損害)	3年	損害と加害者を知った時から(民法724条1号)
どちらも	20年	事故の時から(民法724条2号)
自賠責への被害者請求・仮渡金	3年	けが:事故の翌日から／後遺障害:症状固定日の翌日から／死亡:死亡日の翌日から(自賠法19条)

事故

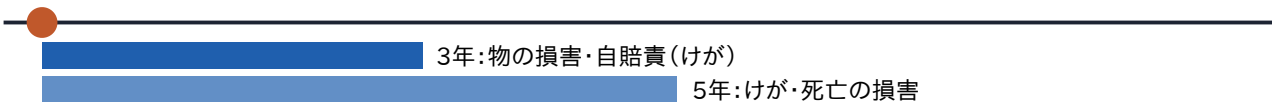


図4 主な期限(数え始めは請求の種類によって違う)

交通事故証明書も、人身事故は5年、物件事故は3年を過ぎると、原則として交付されません。

残すもの

ひとことで

事故の状況、けがの経過、お金の出入り。この3つの記録が、過失割合と損害の額を決める材料になります。

分類	残すもの
事故の状況	現場・車・信号の写真、ドライブレコーダーの映像（上書きされる前に保存）、目撃者の連絡先、事故直後のメモ（時刻、天気、速度、相手の言葉）
けがの経過	診断書、通院の日と内容、検査の画像、日々の症状のメモ、仕事や家事でできなくなったこと
お金	治療費・薬代・通院の交通費の領収書、休んだ日と減った収入が分かるもの（休業損害証明書、給与明細）、車の修理の見積もり
やりとり	保険会社とのやりとり（日時、担当者、言われたこと）、届いた書面

なぜ記録が大事なのか

示談がまとまらず裁判になると、裁判所は当事者が出した言い分と証拠だけで決めます。損害の額も、事故の状況も、示すのは請求する側です。

後処理は専門家に任せて、あなたは、あなたの生活を。

相談先とリンク



自賠責保険の支払限度額

国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/payment/index.html>



自賠責保険の請求の手続(被害者請求・仮渡金)

国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/procedure/index.html>



政府保障事業(ひき逃げ・無保険車)

国土交通省

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/public_payment/index.html



交通事故の相談窓口

国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/accident/consultation/index.html>



交通事故証明書

自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/113/Default.aspx>



自賠責の損害調査(後遺障害の認定)

損害保険料率算出機構

https://www.giroj.or.jp/cali_survey/survey_system.html



自賠責保険・共済紛争処理機構

国の指定紛争処理機関

<https://www.jibai-adr.or.jp/>



交通事故紛争処理センター

公益財団法人

<https://www.jcstad.or.jp/>



日弁連交通事故相談センター

公益財団法人

<https://n-tacc.or.jp/>



弁護士費用特約とは

日本損害保険協会

<https://soudanguide.sonpo.or.jp/car/q010.html>



民事調停

裁判所

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_25_01/index.html



自動車損害賠償保障法

e-Gov法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000097>

困りごとシリーズ 交通事故(分野の冊子) 交通事故にあったとき | 編集・発行:あなたの委員会 | 2026年9月

統計の出典:警察庁(令和7年の死者・負傷者)、国土交通省資料(令和7年の人身事故件数。警察庁のデータによる)。条文・リンクは2026年9月26日に確認。

この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。